

広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十号

広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例

広島県産業廃棄物埋立税条例（平成十四年広島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「十五年」を「二十年」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年三月三十一日までの間において規則で定める日から施行する。